

(参考資料)

非正規労働者対策事業

《事業評価シート》

政策評価体系上の位置付、通し番号		— — — ()						
事業評価シート								
予算事業名		中小企業雇用安定化奨励金			事業開始年度		平成20年度	
担当部局・課室名 作成責任者		職業安定局雇用開発課（雇用開発課長 水野 知親）						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第118条第10項						
関係する通知、計画等								
予算体系		(項)地域雇用機会創出等対策費 (大事項)地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要経費 (目)雇用安定等給付金						
実施方法		■直接実施						
		□業務委託等（委託先等： ）						
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）						
		□貸付（貸付先： ） □その他（ ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	有期契約労働者は、労使の多様なニーズにより増加しているところであるが、一方で雇用の不安定さ、正社員との待遇等の格差、職業能力形成の機会が不十分等の課題が指摘されているところである。本奨励金は、中小企業主がこれら有期契約労働者の雇用管理の改善を図るためのインセンティブを付与することを目的としている。						
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入するか又はフルタイムの有期契約労働者に対し正社員と共通の処遇制度や教育訓練制度を適用した場合に奨励金を支給する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	1,012 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円		人	
	総計	1,012 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	—						
	H19(決算上の不用額)	—						
	H20(決算額)	214						
	H20(決算上の不用額)	266						
	H21(予算(補正込))	1,780						
	H21(決算見込)	578						
	H22予算	1,012						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	正社員転換制度奨励金：753百万円 共通処遇制度奨励金：187百万円 共通教育訓練制度奨励金：73百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ()			
事業評価シート					
予算事業名	中小企業雇用安定化奨励金		事業開始年度	平成20年度	
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用開発課（雇用開発課長 水野 知親）				
事業/制度の 必要性	有期契約労働者は、労使の多様なニーズにより増加しているところであるが、一方で雇用の不安定さ、正社員との待遇等の格差、職業能力形成の機会が不十分等の課題が指摘されていることから、これら有期契約労働者の雇用管理の改善を推進していく必要があるため、中小企業事業主に対してインセンティブを付与する助成金制度が必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	当該事業と同種の事業を行う他省庁、自治体、民間等は把握していない。				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担					
アウトプット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	正社員転換制度奨励金 (正社員転換制度を導入した事業主数)	事業主	—	531	1,396
	正社員転換制度奨励金 (正社員転換した人数)	人 (事業主)	—	751 (531)	2,090 (1,491)
	正社員転換制度奨励金 (転換促進分の支給対象となった人数)	人 (事業主)	—	274 (51)	856 (190)
	共通処遇制度奨励金	事業主	—	—	2
	共通教育訓練制度奨励金	事業主	—	—	1
予算執行率		%	—	44.6	32.5
アウトカム	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	%	—	・20年度制度導入 事業所の20年度 の転換割合 8.5%	・20年度制度導入 事業所の20～21 年度の転換割合 12.2% ・21年度制度導入 事業所の21年度 の転換割合 9.0%
	【共通処遇制度奨励金・共通教育訓練制度奨励金】 奨励金の支給事業所における自己都合による離職者の平均 (支給申請日から1年経過後) 11%以下	%	—	—	1年未経過
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	正社員転換制度奨励金：目標は達成しており、本奨励金は有期契約労働者の雇用管理の改善に有効な役割を果たしたと考えられる。 共通処遇制度奨励金・共通教育訓練制度奨励金：現時点では達成状況を判定することはできないため、アウトカム指標からは評価できないが、アウトプット指標に見られるとおり、本奨励金の実績は極めて低調なものとなっている。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	不況期においても、有期契約労働者の雇用管理改善に対する中小企業事業主の意欲を高めるため、平成22年度から助成額の増額及び支給要件の緩和を実施した。 今後とも、事業主や事業主団体等に対して本助成金の積極的な周知を図り、一層の活用促進を図るとともに、実績を踏まえて予算額が適正な規模となるよう、必要な見直しを行うこととする。			
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		— — — ()						
事業評価シート								
予算事業名		短時間労働者均衡待遇推進等助成金			事業開始年度		平成19年度	
担当部局・課室名 作成責任者		雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 美濃芳郎						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		<ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第28条 ・労働災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号 						
関係する通知、計画等		<ul style="list-style-type: none"> ・「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定） ・「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定） 						
予算体系		(項)労働安全衛生対策費 / 男女均等雇用対策費 (大事項)労働安全衛生対策に必要な経費/男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費 (目)短時間労働者雇用管理改善等事業交付金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：(財)21世紀職業財団 実施主体： ）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
支出先が独法、公益法人等の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/12	常勤役員数	1/1	非常勤役員数	1/11	監事等	0/1
	職員総数	337	内、官庁OB	30	役員報酬総額	1,428万円	官庁OB役員報酬総額	1,428万円
	積立金等の額	-	内訳	-	今後の活用計画	-		
事業/制度概要	目的 (何のために)	パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	事業主及び中小企業事業主団体						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	パートタイム労働法に基づく指定法人である(財)21世紀職業財団に短時間労働者雇用管理改善等事業交付金を交付し、パートタイム労働者の均衡待遇の推進を図るための事業を実施する中小企業事業主団体及びパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を進めるための制度導入・運用を行う事業主に対して助成金を支給する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	719 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	289 百万円		担当正職員	289,101 千円	51	人	
	総計	1,008 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	828						
	H19(決算上の不用額)	413						
	H20(決算額)	979						
	H20(決算上の不用額)	254						
	H21(予算(補正込))	1,217						
	H21(決算見込)	962						
H22予算	1,008							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	<ul style="list-style-type: none"> ○助成金 621,400千円 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主向け助成金 566,400千円 ・中小企業事業主団体向け助成金 55,000千円 ○助成金施行事務費 49,248千円 ○管理費 337,532千円 <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費 48,431千円 ・人件費 289,101千円 							

政策評価体系上の位置付、通し番号		— — — ()			
事業評価シート					
予算事業名	短時間労働者均衡待遇推進等助成金	事業開始年度	平成19年度		
担当部局・課室名 作成責任者	雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 美濃芳郎				
事業/制度の 必要性	短時間労働者の働き、貢献に見合った待遇を実現するとともに、人口減少社会の日本において経済活動を支える良質な労働力を確保していくためには、短時間労働者の待遇について、それぞれの労働者の職務や働き方に応じ、正社員との均衡待遇を考慮したものとなるような取組をこれまで以上に強力に推進していく必要があるため、事業主にインセンティブを与える助成金制度が必要である。				
他省庁、自治体、民間等 における類似事業					
他省庁、自治体、民間等 との連携・役割分担	パートタイム労働法に基づく行政指導等の法施行業務を国(労働局)において実施し、同法に基づく指定法人である(財)21世紀職業財団が事業主の自主的取組を支援する助成金支給業務を実施。				
アウト プット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	助成金支給件数(事業主向け助成金)	件	426	2,735	2,680
	助成金支給団体数(事業主団体向け助成金)	団体	8	18	19
	予算執行率	%	21.9%	79.5%	70.5%
アウト カム	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	事業主向け助成金: 助成金を支給した事業所においてパートタイム労働者の離職率が改善した割合80%以上	%	92.9%	100.0%	94.7%
	事業主団体向け助成金: 2年間の事業終了時点において、制度が導入された事業所のパートタイム労働者の離職率が改善した割合80%以上	%	-	76.5%	95.5%
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット指標に言及)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主向け助成金: 目標は達成しており、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の実現に有効な役割を果たしたと考えられる。 ・事業主団体向け助成金: 平成20年度においては目標未達成であったが、事業内容の一部見直しにより平成21年度は目標を達成し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の推進に一定の効果が得られていると考えられる。 				
今後の 方向性	見直しの方向性(より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	本事業は、平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「事業見直し(21世紀職業財団の活用を廃止)」との評価を受けたため、平成23年10月から同財団の活用を廃止し、都道府県労働局へ移管をすることとしている。この点も含め、事業主に対し積極的な周知を行い、一層の活用促進を図る。			
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年 パートタイム労働法の一部改正 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の創設 ・平成20年 第1次補正予算で中小企業向け助成額を拡充 ・平成21年 第1次補正予算で短時間正社員制度に係る助成措置を拡充 ・平成22年 短時間正社員制度に係る助成額を増額 <p>【昨年の事業仕分けにおける指摘事項】 「見直し 21世紀職業財団の活用を廃止。」 →(対応)平成23年10月から(財)21世紀職業財団の活用を廃止し、都道府県労働局で実施することとする。</p>				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ()						
事業評価シート								
予算事業名		派遣労働者雇用安定化特別奨励金			事業開始年度		平成21年度	
担当部局・課室名 作成責任者		職業安定局 需給調整事業課 (鈴木課長)						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法附則第17条の4の2						
関係する通知、計画等		「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月9日)(経済対策閣僚会議)						
予算体系		(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)雇用安定等給付金						
実施方法		■直接実施						
		□業務委託等(委託先等:)						
		□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)						
		□貸付(貸付先:) □その他()						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資することとする。 (平成23年度までの時限措置)						
	対象 (誰/何を対象に)	6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に従事した派遣労働者を無期または6か月以上の有期労働契約で直接雇い入れた派遣先事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れた派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合50万円)(大企業は半額)することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。						
コスト	平成22年度概算要求額			人件費				
	事業費	4,694 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	百万円			担当正職員	千円		人
	総計	4,694 百万円			臨時職員他	千円		人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)							
	H19(決算上の不用額)							
	H20(決算額)							
	H20(決算上の不用額)							
	H21(予算(補正込))	8,781百万円						
	H21(決算見込)	2,506百万円						
	H22予算(案)	4,694百万円						
平成22年度 予算(案) (補助金の場合は負担 割合等も)	雇用安定等給付金							

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ()				
事業評価シート						
予算事業名		派遣労働者雇用安定化特別奨励金		事業開始年度	平成21年度	
担当部局・課室名 作成責任者		職業安定局 需給調整事業課 (鈴木課長)				
事業/制度の 必要性		派遣労働者の希望に基づき、派遣先で直接雇用されるようにすることは、雇用の安定の観点から重要であり、直接雇用を行う派遣先を支援することが必要。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担						
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		奨励金支給対象者数	人			8,337
	予算執行率		%			
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		各支給決定期から半年経過後の継続就業を調査(70%以上を目標)	%			平成22年10月~ 11月に集計
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		集計結果(平成22年10月~11月集計予定)が完成次第、自己評価を予定。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	・引き続き奨励金の趣旨、事業制度を事業主にあらゆる機会で行い奨励金の活用を図っていく。 ・現在、国会で審議中である労働者派遣法改正案に盛り込まれている、登録型派遣の原則禁止及び製造 業務派遣の原則禁止の施行までの間、この奨励金を支給することにより、派遣先における直接雇用を促 進する必要があると考えており、現行、平成24年3月末までの時限措置について期間を延長すること を検討。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		・平成21年 1月27日 第2次補正予算国会承認(派遣労働者雇用安定化特別奨励金を予算措置) ・平成21年 2月 6日 派遣労働者雇用安定化特別奨励金制度開始 ※平成22年度要求に当たり、平成21年度支給開始直後の実績見合いで積算 を行い、平成21年度予算より減額要求とした。				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載